

大阪市告示第482号

大阪市立此花スポーツセンターほか4施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号。以下「体育館条例」という。）第9条第3項及び第4項並びに大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号。以下「プール条例」という。）第8条第3項の規定に基づき、次のとおり利用料金の額を承認したので、体育館条例第9条第5項及びプール条例第8条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年4月1日

大阪市長 横山英幸

1 スポーツセンターの利用料金

区 分				利用料金				
				午前9時 から正午	正午か ら午後3時	午後3時 から午後6時	午後6時 から午後9時	午前9時 から午後9時
此花 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第1体育場		1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
		第2体育場		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
	多目的室		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円	
浪速 スポ ーツ セン ター	体 育 場	第1体 育場	全面	2,800 円	3,900 円	3,900 円	5,000 円	15,600 円
			1面	1,400 円	1,950 円	1,950 円	2,500 円	7,800 円
	第2体育場		1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円	

	多目的室	1,200 円	1,800 円	1,800 円	2,400 円	7,200 円
<p>備 考</p> <p>1 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）における利用料金は、本表の金額のそれぞれ2割増とする。</p> <p>2 使用時間を超過して体育場を使用したときの利用料金の額は、超過した30分間（30分間未満切り上げ）につき上記に掲げる全日の利用料金の額に24分の1を乗じて得た額（日曜日、土曜日及び休日の場合は、これによって算出された額の2割増の金額。100円未満切捨て）とする。</p>						

## 2 屋内プールの利用料金

区 分			単 位	利用料 金	
都島 屋内 プー ル及 び 中央 屋内 プー ル	水泳場	専用使用	1回2時間	19,000 円	
			超過時間1 時間までご とに	9,500 円	
		個人使 用	16歳未満の者（以下 「子ども」という。）	1人1回	350円
			及び65歳以上の者（以 下「高齢者」とい う。）	回数券11回 分	3,500 円
			その他の者	1人1月	2,450 円
			1人1回	700円	

				回数券11回分	7,000円
				1人1月	4,900円
トレーニング場	団体使用	高齢者	1人1回	250円	
		高等学校（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の生徒（高齢者を除く。）又は18歳未満の者（以下「高校生等」という。）	1人1回		350円
		その他の者	1人1回	550円	
	その他の個人使用	高齢者	1人1回	300円	
			回数券11回分	3,000円	
			1人1月	3,000円	
		高校生等	1人1回	400円	
			回数券11回分	4,000円	
			1人1月	4,000円	
		その他の者	1人1回	600円	
回数券11回分	6,000円				

				1人1月	6,000 円		
	水泳場及びトレーニング場のセット 使用	高齢者		1人1回	500円		
				回数券11回 分	5,000 円		
				1人1月	4,250 円		
				高校生等		1人1回	850円
						回数券11回 分	8,500 円
						1人1月	7,000 円
		その他の者		1人1回	1,000 円		
				回数券11回 分	10,000 円		
				1人1月	8,500 円		
浪速 屋内 プー ル		水泳場	専用使用		1回2時間	19,000 円	
					超過時間1 時間までご とに	9,500 円	
			個人使 用	16歳未満の者（以下 「子ども」という。） 及び65歳以上の者（以	1人1回	350円	
	回数券11回 分				3,500 円		

			下「高齢者」とい う。)	1人1月	2,450 円	
			その他の者	1人1回	700円	
				回数券11回 分	7,000 円	
				1人1月	4,900 円	
トレーニ ング場	団体使 用	高齢者		1人1回	250円	
		高等学校(これに準ずる ものを含む。以下同 じ。)の生徒(高齢者 を除く。)又は18歳未 満の者(以下「高校生 等」という。)		1人1回	350円	
		その他の者		1人1回	550円	
	その他 の個人 使用	高齢者			1人1回	300円
					回数券11回 分	3,000 円
					1人1月	3,000 円
		高校生等			1人1回	400円
					回数券11回 分	4,000 円
					1人1月	4,000 円
			その他の者		1人1回	600円

				回数券11回分	6,000円
				1人1月	6,000円
水泳場及びトレーニング場のセット使用			高齢者	1人1回	500円
				回数券11回分	5,000円
				1人1月	4,250円
			高校生等	1人1回	850円
				回数券11回分	8,500円
				1人1月	7,000円
			その他の者	1人1回	1,000円
				回数券11回分	10,000円
				1人1月	8,500円
アイススケート場	専用使用	入場料の類を徴収しない場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校が、幼児、児童または生徒を対象に使用する場合	1回1時間	10,000円

			アマチュアスポーツに使用する場合		20,000 円
			その他の場合		20,000 円
		入場料の類を徴収する場合	幼稚園、小学校、中学校、高等学校が、幼児、児童または生徒を対象に使用する場合		1回1時間
			アマチュアスポーツに使用する場合		60,000 円
			その他の場合		60,000 円
	一般団体使用	高齢者、高校生及び中学生		1人1回	700円
		小学生		1人1回	500円
		その他の者		1人1回	1,100 円
	学校の授業の一環として利用する団体使用	大学生及び引率者		1人1回	700円
		高校生及び中学生		1人1回	300円
小学生		1人1回	200円		
その他	高齢者、高校生及び中学生		1人1回	800円	

	の個人 使用		回数券11回 分	8,000 円
			1人1月	4,800 円
		小学生以下	1人1回	600円
			回数券11回 分	6,000 円
			1人1月	3,600 円
		その他の者	1人1回	1,400 円
			回数券11回 分	14,000 円
			1人1月	8,400 円
		保護者が施設内で観覧する場合	1人1回	200円

備考

1 この表において、「団体使用」とは、個人使用のうち責任者に引率された利用料金の額が同一であり、水泳場にあつては10人以上、アイススケート場にあつては20人以上の者で構成された団体による使用をいう。

2 この表において、「水泳場及びトレーニング場のセット使用」とは、個人使用のうち、1の日に1のプールの水泳場及びトレーニング場(以下「水泳場等」という。)を各1回併せて使用するための使用券による使用並びに1の月に1のプールの水泳場等を併せて使用するための定期券による使用をいう。

3 日曜日、土曜日及び休日における水泳場及びアイススケート場の専用



使用に係る利用料金は、この表に定める金額の2割増しとする。ただし、アイススケート場において、入場料の類を徴収しない場合であって、アマチュアスポーツに使用する場合及びその他の場合で、午後7時15分から午前9時45分まで使用する場合はこの限りではない。

4 アイススケート場の専用使用の使用時間が1時間を超え、その超過時間に1時間未満の端数がある場合、その端数が30分以下であるときは、その1時間あたりの利用料金の5割に相当する額、30分を超えるときは、その1時間あたりの額とする。

5 この表に掲げるプールの施設の使用許可を受けた者が、入場料の類を徴収する場合における水泳場の専用使用に係る利用料金は、この表に定める金額（日曜日、土曜日及び休日にあつては、前項の規定により2割増した金額）の3倍に相当する額とする。

6 この表にかかわらず、水泳場を30人以上の団体に使用する場合における当該各施設の個人使用に係る利用料金は、次の各号に掲げる団体の区分に応じた額とする。

(1) 30人以上50人未満の団体 利用料金の9割に相当する額

(2) 50人以上100人未満の団体 利用料金の8割に相当する額

(3) 100人以上の団体 利用料金の7割に相当する額

### 3 アイススケート場の附属設備の利用料金

放送設備	1回	18,000円
アイスホッケー用具 (ゴール)	1日1式	2,000円
ショートトラック用具 (マット・ポイント)	1日1式	2,500円
ショートトラック用具	1日1式	1,000円

(周回板)		
-------	--	--

4 実施年月日

令和6年4月1日から

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)